Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 22 年 1 月 21 日

問合せ先

代表 03-5253-8111 海事局安全·環境政策課 池田、大西 (内線43-553、43-533)

次世代内航船の乗組み制度見直しに係る 高度船舶安全管理システムの初の認定について

平成 21 年 7 月に開催された「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、スーパー・エコ・シップ(SES)、国土交通省海事局により確認された高度船舶安全管理システムを導入した船舶について、1ヶ月の実証航海を行い、安全運航上支障がないと判定された場合、平成24年7月末まで「検証運航」という位置付けで、見直した機関部の配乗による運航を認める基本方針が決定されています。

これを受けて、当局において、検証運航の実施手続きを定めた通達(*1)、また、高度船舶安全管理システムを確認するための手続きを定めた通達(*2)を発出したところです。

このたび、第7浪速丸及び第65浪速丸に導入された高度船舶安全管理システム(阪神内燃機工業株式会社で製造)について、当局により高度船舶安全管理システムの要件に適合していることが確認されたことから、当該船舶の所有者である浪速タンカー株式会社に対して、初の高度船舶安全管理システム認定書を交付しました。

なお、上記の2隻については、今回の認定により、検証運航の対象船舶の要件を満足することとなるため、検証運航の実施手続きを行うことが可能となります。

- *1 「スーパー・エコ・シップ及び高度船舶安全管理システム搭載船の乗組み制度見直しに関する検証運航の実施要領について」(平成 21 年 11 月 4 日付国海環第 12 号・国海運第 97 号・国海技第 148 号)
- *2 「高度船舶安全管理システムの認定等に関する実施要領について」(平成 21 年 12 月 14 日付国海環第 19 号)

(参考) 高度船舶安全管理システムを導入した第7浪速丸及び第65浪速丸の概要

船 名	第7浪速丸	第 65 浪速丸
船舶所有者	浪速タンカー株式会社	
総トン数	3,767トン	3,768トン
船種	油槽船	液体化学薬品ばら積船兼油槽船
積 載 量	6,000k <i>l</i>	
航 行 区 域	限定近海区域	
推進機関型式	6L35MC	
推進機出力	3,900kW	
陸上支援会社	阪神内燃機工業株式会社	

高度船舶安全管理システム搭載船(高度船舶)、スーパー・エコ・シップ(SES)の要件

【高度船舶安全管理システム搭載船】

- ①平水区域、沿海区域又は限定近海区域を航行区域とする貨物船であること
- ②機関区域無人化船であること
- ③高度船舶安全管理システム(以下を条件とする)を導入した船舶であること
- 同システムは、船舶の推進機関の状態を陸上で監視・診断を行うとともに適切な保守管理を行うことにより全ての重大な故障等を未然に防止するシステムであること(通達で各基準(船舶、運航会社、陸上支援会社)を設定)
- 国土交通省海事局安全環境政策課で基準適合の認定を受けていること

(SES)

- ①平水区域、沿海区域又は限定近海区域を航行区域とする貨物船であること
- ②機関区域無人化船であること
- ③複数の発電機による電力のみで推進する船舶であること

高度船舶、SESの検証運航に係る手続きの流れ (検証運航の期間は平成24年7月末まで)

平成24年7月末

高度船舶の 認定

(SESは認定不要)

★今回、初の認定

実船検証 (シャドープレー での検証)

1ヶ月間

検証運航

(機関部職員1名での検証運航が可能)

乗組み基準の特例許可 (初回は6ヶ月間、それ以降は1年毎に更新)

※平成24年7月末までに「次世代内航船の乗組み制度 検討会」により平成24年8月以降の運用方針を決定